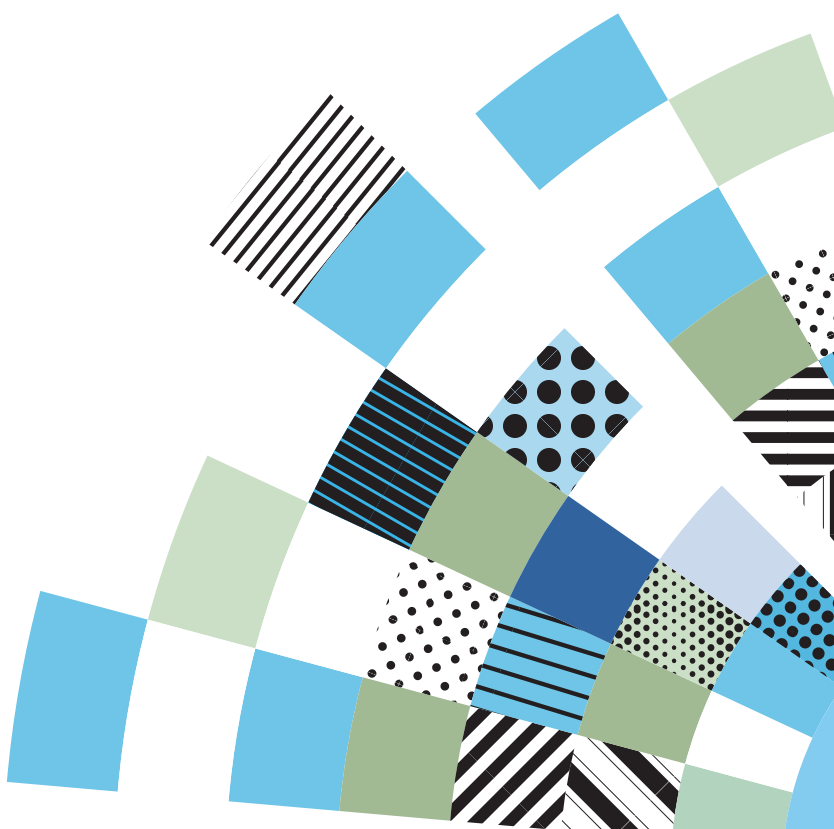


2022事務年度 金融行政方針



本 文



目次

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ	1
1. 社会経済情勢の変化に対応した事業者支援と地域経済の活性化	1
(1) 事業者支援の一層の推進	1
(2) 地域経済の活性化に向けた事業者支援能力の向上	2
(3) 経営者保証に依存しない融資慣行の確立	3
(4) 事業全体に対する担保権の早期制度化	3
2. モニタリング方針	4
(1) 業態横断的なモニタリング方針	4
(2) 業種別モニタリング方針	8
II. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する	12
1. 国民の安定的な資産形成と資本市場の活性化	12
(1) 国民の安定的な資産形成の促進	12
(2) 資産運用の高度化	14
(3) スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化	14
(4) コーポレートガバナンス改革と人的資本を含む非財務情報の開示の充実	15
(5) 市場に対する信頼性確保	16
2. サステナブルファイナンスの推進	17
(1) 企業のサステナビリティ開示の充実	17
(2) 市場機能の発揮	18
(3) 金融機関の機能発揮	19
(4) インパクトの評価	19
(5) 専門人材育成等	20
3. デジタル社会の実現	20
(1) Web3.0等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組み	21
(2) 決済インフラの高度化・効率化	21
4. 国際金融センターの発展に向けた環境整備	22
(1) 海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備	22
(2) 海外資産運用業者等に対する直接の働きかけの強化	23

III. 金融行政をさらに進化させる	24
1. 金融行政を担う組織としての力の向上	24
(1) 職員の能力・資質の向上	24
(2) 職員の主体性・自主性の重視	24
(3) 誰もがいきいきと働ける環境の整備	25
(4) 財務局とのさらなる連携・協働の推進	25
2. 金融行政におけるデータ活用の高度化	26
(1) データを活用した多面的な実態把握等	26
(2) データ収集・管理枠組みの改善	26
3. 国内外への政策発信力の強化	26
(1) 国際的ネットワークの強化	27
(2) タイムリーで効果的・効率的な情報発信	27

1. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）やロシアのウクライナ侵略に伴う物価高騰等の影響のほか、気候変動問題、デジタル化の進展、人口減少・少子高齢化などにより、金融市場をはじめ、国内外の経済の先行きに対する不透明感が大きく高まるとともに、急速に構造的な環境変化が生じている¹。金融庁として、こうした変化に的確に対応し、我が国経済や国民生活の安定を金融面から支え、その後の成長へと繋げていくことが重要である。

このため、金融庁は、事業者への適切かつ迅速な資金繰り支援を含め、金融機関による事業者支援に万全を期すとともに、地域を含めた我が国経済の力強い回復とその後の持続的な成長を支える金融機関の取組みを後押ししていく。

また、金融機関が金融仲介機能の発揮を通じて、我が国経済を支えていくことができるよう、金融庁は、経営基盤の強化と財務の健全性の確保のほか、利用者目線を踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、金融機関との対話を進化させていく。

1. 社会経済情勢の変化に対応した事業者支援と地域経済の活性化

（1）事業者支援の一層の推進

金融機関においては、原材料価格の高騰等により資金繰りに支障をきたしている事業者への適切かつ迅速な資金繰り支援、経済社会構造等の変化に適応していく必要がある事業者への経営改善・事業転換支援、コロナ禍で増大する債務に苦しむ事業者への事業再生支援等、事業者の実情に応じた適切な支援に一層効果的に取り組んでいくことが重要である。こうした観点から、金融庁・財務局は、金融機関による支援状況や事業者のニーズ等についてヒアリングを継続し、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を促していく。

また、財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト²」を発展させていく。経済産業局や地域の関係者との連携・協働を深化させ、それぞれの地域の特性を踏まえながら、例えば、事業承継や気候変動問題に関する連携強化などの地域ごとに特定された課題への対応、都道府県内を地域経済圏ごとに捉えた場合における課題の特定と対応策の検討、これまでに構築された事業者支援態勢の実効性の確認などの取組みを進めていく。

¹ **コラム1** 現下の金融経済情勢 参照

² 財務局において、経済産業局と連携し、都道府県ごとの事業者の支援に当たっての課題と対応策を、地域の関係者(金融機関、信用保証協会、商工団体、地方公共団体、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、税理士等）と共有するプロジェクト。

さらに、金融機関による事業再生支援等を促進するため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン³」に基づく事業再生計画の策定支援や「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方⁴」に基づく保証債務整理の状況をフォローアップしていく。あわせて、金融機関に対して、地域経済活性化支援機構（REVIC⁵）や中小企業基盤整備機構等のファンドによる資本性資金の供給と債権買取等の活用、中小企業活性化協議会等の支援機関との連携などを促していく。

くわえて、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害の発生状況を踏まえ、金融機関に対し平時からの災害への対応態勢の構築を促す。また、災害の発生時⁶には、被災地の実情を踏まえ、財務局等の関係機関と緊密に連携し、金融機関が、迅速かつ的確に、被災者のニーズを十分に把握し、きめ細かな被災者支援を行うよう促していく。

（２）地域経済の活性化に向けた事業者支援能力の向上

地域経済の活性化に向けては、地域経済の成長を支える存在である地域金融機関が、地域におけるネットワーク等を活かし、その役割を十分に果たしていくことが重要である。金融庁・財務局としても、事業者支援に携わる地域の関係者の連携・協働に向けた働きかけを面的に進めるとともに、社会経済の構造的な変化を見据え、地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押ししていく必要がある⁷。

このため、金融庁において、地域金融機関の現場職員が事業者支援のノウハウを共有する取り組みを後押ししていく。また、現場職員が担当先の経営改善支援に当たって、担当先それぞれが抱える課題に応じた優先順位付けを行う際の AI 等の活用可能性に関する研究を進める。あわせて、現場職員が経験に関わらず円滑に事業者支援に着手できるよう、事業者支援のニーズが予想される業種を中心に、有識者の知見を踏まえつつ、事業者支援に当たっての業種別の着眼点をまとめることを検討する。

さらに、地域金融機関による金融面以外の事業者支援を後押しする。具体的には、経営人材のマッチングを促進するため、REVIC が整備する人材プラットフォームの機能の充実や規模の拡充を行うほか、地域金融機関による人材マッチングに係る相談対応や実態把握、周知広報等を金融庁において行う「人財コンシェルジュ」事業を実施する。また、地域金融機関による事業者の

³ 一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」が 2022 年 3 月に公表した自主的ガイドライン。事業再生等に関する基本的な考え方を示すとともに、より迅速に中小企業者が事業再生等に取り組めるよう、新たな準則型私的整理手続である「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」を定めたもの。

⁴ 一般社団法人全国銀行協会等を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」が 2022 年 3 月に公表した文書。中小企業の廃業時に焦点を当て、中小企業の経営規律の確保に配慮しつつ、現行の経営者保証に関する中小企業、経営者及び金融機関による対応についての自主的かつ自律的な準則である「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を明確化したもの。

⁵ Regional Economy Vitalization Corporation of Japan

⁶ 2021 年 5 月施行の災害救助法等の一部改正による災害のおそれの段階も含む。

⁷ **コラム 2** 金融仲介機能の発揮に向けたプログ्रेसレポート 参照

デジタル化支援を促進するため、各種補助事業を関係省庁と連携して周知することなどを通じて、地域金融機関の取組みを後押ししていく。デジタル化支援を含めた改正銀行法の活用に係る金融機関からの事前相談がある場合は、最初から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを行い、迅速に対応する。

（３）経営者保証に依存しない融資慣行の確立

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）において、スタートアップの育成は、我が国経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵とされた。こうした観点から、関係省庁と連携して、金融機関が個人保証を徴求しない創業融資を促進し、我が国におけるスタートアップの資金調達を支援していく。

くわえて、創業融資のみならず、融資一般について、これまで金融庁としては、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績や、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合及び事業承継時における保証徴求割合を公表するなど、金融機関による個人保証に依存しない融資の促進に取り組んできた。経営者保証に依存しない融資慣行の確立は重要な課題であり、金融庁として、あらゆる方策を講じていく。例えば、経営者保証を徴求する場合には、保証契約の必要性に係る個別・具体的内容及び保証契約の変更・解除の可能性に関し、事業者に対して、詳細に説明するよう、金融機関に求めていくとともに、金融機関の取組状況についてフォローアップを行う。

（４）事業全体に対する担保権の早期制度化

事業者が、スタートアップや事業承継・再生などの局面にあっても、最適な方法で資金を調達するためには、その事業性に基づく借入れを含め、幅広い選択肢が存在することが重要である。あわせて、金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、環境を整備することが重要である。

この取組みを制度的に後押しするため、2021 年 11 月、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会⁸」は、事業全体に対する担保制度の導入に当たっての詳細な論点を示している。この検討をさらに深化させ、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に取り組むとともに、金融機関との間で、審査や期中管理、体制整備のあり方等の検討を重ね、我が国における事業性に着目した融資実務の発展に向けた取組みを進めていく。

⁸ 事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会 (<https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/index.html>)

2. モニタリング方針

金融機関を取り巻く環境が変化する中でも、金融機関においては、健全性を維持しつつ、十分な金融仲介機能等を発揮していくことが不可欠である。そのためには、持続可能なビジネスモデルを構築することが重要であり、また、その基礎として、財務基盤、ガバナンス、各種リスク管理態勢等を含め、経営基盤をそれぞれの状況に応じて強化していく必要がある。

金融庁としては、的確な実態把握と必要に応じた政策的対応を行うため、金融庁内で個別金融機関や業態に関する知見を有するチームと各リスク分野に関する専門的知見を有するチームが連携し、データ分析や金融機関との対話を通じて、金融機関に対する深度あるモニタリングを実施していく。また、日本銀行との間でも、定期的な意見交換や重要課題に係る共同調査といった連携を着実に進める。

（1）業態横断的なモニタリング方針

① 経営基盤の強化と健全性の確保

金融機関においては、経営陣のリーダーシップの下、自らが志向する姿や国民・市場・地域等から期待される役割を見据えた、持続可能なビジネスモデルを構築していくことが重要である。このため、金融機関の経営戦略を確認するとともに、国内外の営業基盤、財務基盤、ガバナンス・各種リスク管理態勢等について金融機関と対話を行い、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。

現状、我が国金融機関は総じて充実した財務基盤を有し、金融システムは総体として安定している⁹が、金融経済情勢・世界情勢の先行きは不透明であり、その動向に注意を払う必要がある。このため、金融庁においては、経済環境の変化や金融市場の変調が金融機関の健全性や金融システムの安定性に与える影響について分析を行うとともに、業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢についてモニタリングを行う。

また、持続的な価値創造を支える基盤は金融機関の人的資本であることを踏まえ、各層の役職員との対話を通じて、金融機関の人的投資や人材育成の取組みを促していく。くわえて、業務のDX推進や銀行業高度化等会社の活用も含め、新規ビジネスの開拓、顧客利便の向上、コスト削減等の方策についても、対話を通じて確認していく¹⁰。

2017年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施については、関係者と十分な対話を行

⁹ **コラム3** 金融機関の健全性に係る評価 参照

¹⁰ **コラム4** 金融分野のITガバナンスレポート 参照

いながら準備を進める¹¹。

② 利用者目線に立った金融サービスの普及

(ア) 顧客本位の業務運営¹²

国民が安定的な資産形成を行うためには、金融商品の組成・販売・管理等の各段階において、金融機関による顧客本位の業務運営を確保することが欠かせない。こうした中、一部の利用者からは、安定的な資産形成を目指す顧客にはふさわしくない商品を金融機関が販売しているといった相談も寄せられている。このため、金融機関において顧客の資産形成に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。特に、仕組債は複雑な商品性を有しているため、顧客によっては理解が困難な上、実際にはリスクやコストに見合う利益が得られない場合がある点を踏まえる必要がある。このため、仕組債を取り扱う金融機関に対しては、経営陣において、こうした点を踏まえた上で取扱いを継続すべきか否かを検討しているか、継続する場合にはどのような顧客を対象にどのような説明をすれば顧客の真のニーズを踏まえた販売となるのかを検討しているかといった点についてモニタリングを行う。

また、金融機関の顧客本位の業務運営に関する具体的な取組みが、「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき金融機関が策定・公表した取組方針の中で明確化されているか、営業現場において定着しているかといった点についてモニタリングを行う。

(イ) 顧客に寄り添った利用者サービス

高齢化やグローバル化の進展など、我が国経済社会の急速な変化を踏まえ、全ての利用者がそれぞれのニーズに応じた利便性の高い金融サービスを受けられるよう、金融機関及び業界団体に対し、顧客に寄り添った丁寧な対応を促していく。例えば、高齢顧客の様々な課題やニーズへの対応に関しては、認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応などについて、顧客利便の向上を図ると同時にトラブルを防止する観点から、金融機関及び業界団体との対話を行い、取組みを支援していく。また、障がい者が、安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備や電話リレーサービスへの対応を含む研修等を通じた現場職員による対応の徹底など、社会的障壁の除去に向けた金融機関及び業界団体の取組みを一層促していく。

これまで、女性活躍推進の取組みの一環として、関係省庁と連携して、金融機関に対して旧姓名義による口座開設等への対応を促してきた。金融機関における対応状況等に関する実態把握の結果も踏まえ、一層前向きな対応を働きかけていく。さらに、外国人による金融サービスの利

¹¹ 新規制は、海外拠点を有する金融機関（国際統一基準金融機関）及び海外拠点を有しない金融機関（国内基準金融機関）のうち内部モデルを採用する先は2024年3月末から、内部モデルを採用しない国内基準金融機関は2025年3月末から実施開始。ただし、早期の実施を希望する金融機関は2023年3月末からその実施が可能。

¹² **コラム5** 販売会社における顧客本位の業務運営に関する取組状況 参照

用に関しては、在留外国人の増加が見込まれることも踏まえ、円滑な口座開設等に資する情報や注意点を利用者等に周知するとともに、手続きの円滑化・効率化など、利便性向上に向けた金融機関及び業界団体の取組みを一層推進する。なお、来日したウクライナ避難民について、口座開設等を希望する場合に丁寧な対応を行うよう要請しており、金融機関の現場において適切な対応が行われるよう促していく。

（ウ）多重債務問題への対応等

多重債務は債務者の生活に著しい支障を及ぼすものであり、特に、2022年4月の成年年齢の引下げを踏まえ、18歳・19歳の若年者が、返済能力を超えた過大な債務を負うことがないように、関係機関と連携して、多重債務に関する注意喚起を行うとともに、金融機関の取組みを促していく。さらに、貸金業者等における業界団体の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者への貸付状況について重点的にモニタリングを行う。

また、商品の売買を装い金銭の貸付を行うものなど、ヤミ金融の新たな手口に対しては、注意喚起を強化するとともに、捜査当局との連携により厳正に対処していく。

③ 世界情勢等を踏まえた各種リスクへの対応

（ア）マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の強化¹³

昨今の世界情勢や FATF¹⁴（金融活動作業部会）の第4次対日相互審査結果を踏まえ、金融機関には、国際的な要請として、FATFが求める水準までマネーローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策（以下「マネロン対策等」）を強化させていくことが求められている。このため、金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で求めている対応を金融機関が2024年3月までに完了するよう、重点的にモニタリングを行う。また、2025年以降に実施が見込まれる第5次対日相互審査に向けて、より質の高い検査・監督のあり方について検討を進める。くわえて、利用者のマネロン対策等に関する理解の向上を図るため、業界団体等とも連携しつつ、その必要性等について政府広報等による周知を行っていく。

銀行等の委託を受けて為替取引に関して取引のモニタリング等を共同で行う為替取引分析業については、制度の施行に向けた準備を進める。その際、全国銀行協会等における共同システムの実用化に向けた検討を支援するとともに、既に一部の銀行等によって実施されている共同化の取組みについて、その質の向上を促す。

国際的には、暗号資産に係るマネロン対策等の強化が課題の一つとされている。金融庁は、FATFにおいてこうした課題を議論するコンタクト・グループ及びその上位部会である政策企画部会の共同議長を務めており、その立場を活かし、対策の強化に向けた議論に貢献していく。

¹³ **コラム6** マネロン対策等の強化に向けた取組み 参照

¹⁴ Financial Action Task Force

また、ロシアのウクライナ侵略により、我が国も G7 諸国と協調して資産凍結をはじめとした経済制裁を導入している。金融機関には外国為替及び外国貿易法をはじめとした国内外の法規制等に則った対応が求められており、金融機関に対応の着実な実施を促していく。

（イ）サイバーセキュリティの強化

昨今、サイバー攻撃は一層巧妙化している。また、金融機関において、システムに関する外部委託が拡大しているとともに、システムを構成する機器・ソフトウェアを供給する事業者の所在地も多様化しているなど、システムの脆弱性等を管理する難度が高まっている。こうしたことから、サイバーリスクは金融機関にとって経営上の重要課題の一つとなっている¹⁵。このため、金融機関において、実効性のあるサイバーセキュリティ管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

また、日本銀行や金融情報システムセンターと共同で作成したサイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価するための点検票を活用し、金融庁・日本銀行において、地域金融機関に対して、これに基づく自己評価の実施を求め、結果を集約・分析して各金融機関に還元することで、自主的なサイバーセキュリティの強化を促す。くわえて、保険会社や証券会社に対しても、上記の点検票を業の特性を踏まえて必要に応じて修正の上、活用することを検討する。

さらに、業態横断的なサイバーセキュリティ演習を目下のサイバー攻撃の脅威動向や新たな事例を踏まえたシナリオで実施することで、金融機関のサイバーセキュリティの強化に一層努める。

（ウ）システムリスク管理態勢の強化¹⁶

昨今、システム障害により、広範囲にわたり ATM やオンラインサービスが利用できず、また復旧に想定以上の時間を要するなど、多数の利用者に影響を及ぼす事案が発生している。中には、外部委託先における障害に起因するものも見られる。金融機関は、現状を過信せず、経営陣の積極的な関与の下、最近の障害の傾向などを踏まえ、外部委託先も含めたシステムリスク管理態勢を不断に見直し、改善に取り組むことが重要である。このため、システム障害案件については、障害の真因及び改善策の実効性を検証することを通じて金融機関に自律的な改善を促す。また、大規模かつ難度の高いシステムの統合・更改案件については、本番稼働後の安定した運用を確保する観点から、検査を含めた深度ある検証を実施する。

さらに、外部委託先を含めた情報資産管理、脆弱性管理又はデータ管理上の課題を含め、金融機関におけるリスク管理の実態の把握を進めるほか、必要に応じ、それらの課題等に関して外部委託先との対話を行う。

¹⁵ 例えば、世界経済フォーラム（<https://jp.weforum.org/press/2022/01/jp-climate-failure-and-social-crisis-top-global-risks-2022>）、G7 エルマウサミット（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_005632.html）など。

¹⁶ **コラム 7** 金融機関のシステム障害に関する分析レポート 参照

（エ）オペレーショナル・レジリエンス（業務の強靱性）

決済機能をはじめとする金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、システム障害、感染症、自然災害などの事象の発生により、未然防止策を尽くしてもなお中断が起これることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組みを確保することが重要である。2021 年 3 月に BCBS¹⁷（バーゼル銀行監督委員会）が策定した国際原則や FSB¹⁸（金融安定理事会）における議論などの国際的動向も踏まえつつ、オペレーショナル・レジリエンスの実効性確保に向け、今後策定するディスカッション・ペーパーに基づき金融機関や有識者と対話を行い、相互関連性の特定や必要な経営資源の確保といった課題について、金融機関とともにベストプラクティスを探求していく。

（オ）経済安全保障上の対応

2022 年 5 月、経済安全保障推進法が成立し基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度等が措置された。金融業は、国民の経済活動を支える基幹インフラの一つであり、また大量の個人・企業の情報を保有する産業であることも踏まえて、インフラ機能の維持等に関する安全性・信頼性を確保しつつ、金融サービスを高度化していくことが重要である。こうした観点から、経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めていく。

（２）業種別モニタリング方針

① 主要行等

主要行等は、我が国経済に大きな影響力を有し、経済発展と国民生活の向上に資する質の高い金融サービスを安定的に提供することが求められている。このため、上記（１）の各項目に関し、業務の規模・複雑性に応じた高水準の態勢が確立されているかモニタリングを行う。

信用リスクに関しては、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金などニーズの高い分野の融資慣行について対話を行い、必要な対応を検討する。また、市場リスク・流動性リスクに関しては、各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、その高度化を促す。その際、特に、外貨流動性に関しては、我が国金融機関の外貨調達が市場性調達に一定程度依存しており、市場の急変に対して脆弱性を有していることに留意する。くわえて、日本銀行と共同で、各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善を促す。政策保有

¹⁷ Basel Committee on Banking Supervision

¹⁸ Financial Stability Board

株式についても保有意義や縮減計画の進捗を確認する。

また、主要行等が海外での買収や拠点拡大など国境・業態を超えた業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行いつつ、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促す。その際、海外におけるファンドや低信用先との取引に関する戦略やリスク管理の枠組みを確認するほか、グローバルでの経営を支える IT・システム・会計等のあり方について対話する。国内についても、銀証間のファイアーウォール規制の緩和を踏まえ、新設の「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」に寄せられる情報等を活用しつつ、優越的地位の濫用に関する防止態勢を重点的に検証する。

日本郵政グループについては、新規業務・新商品のサービス提供の開始等を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組みを着実に進めるよう促す。また、郵便局ネットワークを活用したユニバーサル・サービスの安定的な提供といった観点も踏まえ、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保に係る取組状況についても対話を行う。

② 地域金融機関

地域金融機関（地域銀行及び協同組織金融機関）は、優秀な人材、地域からの信頼、地域におけるネットワーク等を有し、ポストコロナの我が国地域経済の成長を支える存在である。地域金融機関がその役割を果たしていくためには、地域金融機関を取り巻く経営環境¹⁹が変化している中、自身の経営基盤を強化していくことが不可欠である。こうした観点から、これまで様々な制度整備に取り組み²⁰、地域金融機関においては、地域活性化に向けた地域商社や投資専門子会社の設立、デジタル化や地方創生のための銀行業高度化等会社の設立、銀行間の包括業務提携、経営統合などの動きが見られ始めている。

いくつかの制度は時限措置であり、今後、地域銀行がさらに経営改革を進めていくためには、時間軸を意識しながら、自ら経営戦略を描き、必要な手段を選択し、実行していく経営力が必要となる。このため、金融庁・財務局として地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組みを促す。また、地域銀行の経営力を支えるのは、ガバナンスである。このため、地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組みを促進する。経営の高度化・多角化を図るために銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認していく。

さらに、リスク性金融商品の販売に関し、金融庁に寄せられる苦情やセグメント別の収益状況

¹⁹ **コラム 8** 地域銀行の経営状況 参照

²⁰ 独占禁止法特例法の制定（2020 年 11 月 27 日施行、10 年間の時限措置）、金融機能強化法の改正に基づく資金交付制度の創設（2021 年 7 月 21 日施行、5 年間の時限措置）、業務範囲規制・出資規制の見直しを含む銀行法等の改正（2021 年 11 月 22 日施行、特定の期限なし）などが挙げられる。

等の検証結果²¹を基に、顧客本位の業務運営に関する論点にくわえて、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施していく。また、地域銀行においては、リスクテイクの状況に応じたリスク管理の高度化を進める必要がある。このため、大口与信先を含む信用リスクの管理状況、短期的な市場変動への対応も含めた有価証券運用の管理状況、新たに積極的に取り組んでいる施策に伴うリスク²²の管理状況等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングしていく。

協同組織金融機関については、相互扶助の理念の下、中小・零細事業者の多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献し、自らも持続可能な経営を確立していけるよう、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進めるとともに、新規業務や中央機関のサポート等を活用した経営基盤の強化を促す。また、コロナの影響の長期化等により経済や市場環境が変化する中で、信用リスク・市場リスクの見通し等を踏まえ、先々の収益性・健全性に与える影響を見据えた早め早めの取組みを促す。中央機関については、対話を通じて、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、協同組織金融機関による地域課題の解決に資する取組みへの支援を進めることを促す。

コロナの影響を受けた事業者を支えるための国による資本参加の枠組みである金融機能強化法の新型コロナウイルス感染症等に関する特例について、地域金融機関から申請がなされた場合には、法令の趣旨を踏まえ適切に対応していく。

③ 証券会社

証券会社は、市場のゲートキーパーとしての役割を果たし、市場の公正性の確保に積極的に貢献するとともに、金融仲介機能を十分に発揮し、家計の安定的な資産形成や成長性のある企業の資金調達を支えることが求められている。

こうした機能を発揮するため、経営陣の強いリーダーシップの下、顧客本位の業務運営の取組みを深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組みが行われるよう対話を通じて促していく。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

また、グローバルな事業展開を行う大手証券会社については、海外戦略に関して対話をしつつ、リスクイベント発生時においても海外拠点を含む関係者間の円滑な意思疎通が確保され機敏な対応が実行可能であるかなど、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の状況についてモニタリングを行う。オンライン取引を行う証券会社については、自社の規模に応じて十分な形でシステムリスク上の課題に対応できているか、モニタリングを行う。

²¹ **コラム9** 地域銀行における金融商品販売を含むリテールビジネスの持続可能性 参照

²² 近年、地元以外の大都市での融資や、複雑なリスクを伴う融資（市場性ローン、レバレッジドローン等）又は有価証券運用（外国債券、マルチアセット型投資信託等）を積極化している銀行も見受けられる。

④ 保険会社

保険会社には、少子高齢化や自然災害の激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、デジタル化を活用した効率的な業務運営や持続可能なビジネスモデルの構築、顧客ニーズの変化に即した商品開発などが求められている。また、保険会社の海外進出が進む中、海外の成長を取り込むための戦略の明確化やグループガバナンスの高度化を進めることが重要である。これらの取組みの着実な進展を、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促していく。

近年の自然災害の多発等による保険金支払いの増加等により、火災保険料率が上昇傾向にある。特に、激甚化する水災リスクに対する関心が高まっている中、リスクに応じた水災保険料率の細分化について関係者と対話を行うとともに、水災補償の普及に向けたリスク情報の発信や災害に便乗した悪質商法等への対策に関係者と連携して取り組んでいく。あわせて、こうした環境変化に対応するため、経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めていく。

さらに、節税（租税回避）を主たる目的とした保険商品の販売等、保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動を防止するため、国税庁とのさらなる連携強化等を通じ、実効性のある商品審査や保険募集に係るモニタリングを行っていく。くわえて、営業職員による不適切事案が継続的に発生している状況を踏まえ、保険会社における実効的な営業職員管理態勢の整備を促していく。

また、顧客の多様なニーズに応じた保険サービスが適切に提供されるよう、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進や保険代理店管理態勢の高度化等について、財務局とも連携しつつ、関係者と対話を行っていく。

少額短期保険業者については、財務局と連携し、モニタリング方法を見直しつつ、財務の健全性や業務の適切性に関する問題を早期に把握し適切な対応を行っていく。

II. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する

我が国は、現在、気候変動問題への対応やデジタル社会の実現、スタートアップ支援など、様々な社会課題の解決が求められている。金融庁は、こうした課題解決を新たな成長へと繋げるとともに、成長の果実が広く国民に還元され、国民の資産形成とさらなる消費や投資につながる「成長と分配の好循環」の実現に向けて、金融面での環境整備を行う。

1. 国民の安定的な資産形成と資本市場の活性化

我が国の持続的成長を促し、企業価値の向上と収益の果実が国民に還元される資金の好循環を実現することにより、国民の安定的な資産形成を促進する。そのためには資産形成を支えるインベストメント・チェーン²³の各参加者が期待される役割を十分に発揮する必要がある。具体的には、国民がそれぞれのニーズに沿った最適な金融資産のポートフォリオを実現できるよう、金融リテラシーの向上や金融機関による顧客本位の業務運営の確保に取り組むほか、年金基金等のアセットオーナーや資産運用会社に対して投資リターンの安定的な向上に向けた資産運用の高度化を促していく。また、スタートアップなど成長企業に対する円滑な資金供給を促すために資本市場の機能強化を図るとともに、企業の持続的な価値創造の基盤となる人的資本をはじめとして非財務情報の開示を充実する。

（1）国民の安定的な資産形成の促進

① 貯蓄から投資へ²⁴

我が国の家計金融資産約 2,000 兆円²⁵のうち現預金の割合が 50%を超えている。一方で、株式及び投資信託で保有する割合（間接保有を含む）は約 2 割にとどまり、米英に比べてはるかに低い^{26,27}。家計の保有する金融資産を拡大していくためには預金として保有されている資産が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。こうした考えの下、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本運営方針 2022」において 2022 年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定することが盛り込

²³ 顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れをいう。

²⁴ **コラム 10** 貯蓄から投資へのシフト（金融経済教育の推進、NISA の普及状況） 参照

²⁵ 2021 年末時点の家計金融資産残高は約 2,023 兆円。（出典：日本銀行の資金循環統計）

²⁶ 日本約 19%、米国約 55%、英国約 42%（2021 年末時点。日本銀行、FRB、BOE より、金融庁が集計）

²⁷ 金融リテラシー調査（2022 年に金融広報中央委員会が実施）によるアンケート結果によると、全サンプル数 3 万人のうち、3 商品（株式、投資信託、外貨預金等）全てに投資していないと回答した者は約 1.7 万人となっている。

まれたことも踏まえ、金融庁は、関係省庁と連携しながら、施策の検討や取組みを進める。

これまで金融庁では、長期・積立・分散投資による安定的な資産形成を税制面で後押しするため NISA の普及・促進に取り組んできており、2022 年 3 月末時点で一般 NISA 及びつみたて NISA の口座数はおおよそ 1,700 万まで増加しているが、更なる拡大に向けて取り組んでいくことが重要である。このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるために、NISA の抜本的拡充に向けた検討を行う。その際、利用者のすそ野を広げる観点からは、簡素で分かりやすく、また長期にわたって少額からでも資産形成に取り組めるよう安定的な制度とすることが重要である。さらに、少子高齢化が進み、個人のライフスタイルが多様化する中において、NISA が若年層から高齢者にいたる幅広い年齢層や様々なライフスタイルに応じて、使い勝手が良いものになることが望ましい。

② 金融リテラシーの向上

個人が、自らのニーズやライフプランに合った適切な金融商品・サービスを選択し、分散投資等による安定的な資産形成を実現するためには、国民の金融リテラシー向上に向けた取組みが重要である。そのためには幅広い世代を対象に金融経済教育を実施する必要があるが、これまで学校や職場において資産形成を含む金融経済教育を受ける機会の提供やこのための連携は限定的であった。

2022 年 4 月からは成年年齢が 18 歳に引き下げられ、若年層向けの一層の取組みが求められる中、高等学校の学習指導要領が改訂され資産形成も含めて内容の充実が図られた。金融庁・財務局では、新学習指導要領に対応した授業の円滑な実施を支援するため、教育現場と連携し、指導教材や授業動画を活用した出張授業や、教員向けの研修を実施する。また、金融機関や業界団体においても、様々な形で資産形成に関する情報提供や金融経済教育が実施されている。こうした民間における取組みの実態を把握し、これらと有効に連携しつつ、国全体として、中立的立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための体制を検討する。

③ 顧客本位の業務運営

家計がそれぞれのライフプランやリスク許容度に応じて適切なポートフォリオを構築し、安定的な資産形成を行うためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う金融事業者による顧客本位の業務運営を確保することが欠かせない。また、金融事業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望まれる。

こうした取組みの実効性を高めていくためには、「顧客本位の業務運営に関する原則」による

プリンシプルベースの取組みと、ルールベースの取組みの適切な役割分担を踏まえながら、必要な対応を行っていくことが重要である。プリンシプルベースの対応としては、資産運用会社等のプロダクトガバナンス²⁸の推進や、その確保のためのガバナンスの強化に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直し等を検討する。また、ルールベースの対応としては、顧客本位の業務運営の観点から適切な勧誘や助言が行われるための制度的枠組みの検討を行い、顧客の資産形成に向けたコンサルティングやアドバイスに関するビジネスの健全な発展を促すとともに、金融事業者が提供するサービスの向上に向けて、デジタルツールも活用した顧客への情報提供の充実等に向けた制度面の検討を行う（金融事業者のモニタリングについては、本文Ⅰ． 2．（１）②（ア）で前述。資産運用の高度化については、本文Ⅱ． 1．（２）で後述。）。

（２）資産運用の高度化

これまで、インベストメント・チェーンの中核を担うべき資産運用会社の果たす重要な役割に着目し、顧客利益を最優先する商品組成や提供、ファンド管理など、各社のプロダクトガバナンスについて、対話を継続し、取組みの強化を促してきた²⁹。資産運用会社のプロダクトガバナンス体制について、顧客利益最優先の観点から経営陣主導により実効性確保に向けた取組みが行われているか、その具体的な対応状況や成果について、重点的に対話を行う。

また、生命保険会社や年金基金などのアセットオーナーにも、投資に係る基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である資産運用会社の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが求められている。アセットオーナーには多様な主体が存在し、その運用実態も様々であるが、ESG³⁰要素の考慮を含め、これらの運用に共通に期待される機能が十分に発揮できるよう、アセットオーナーのほか、資産運用会社、関係省庁、アカデミア、有識者、国際機関等と連携し、長期的持続的な保有・受託資産の増大に向けた運用上の課題等を検討する。

これらの成果を含めた資産運用高度化の進捗と課題についてのレポート等を公表する。

（３）スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化³¹

今後の我が国の持続的な経済発展を支えるビジネス・産業を成長させるためには、必要な資金が円滑に供給されるとともに、多様な有価証券の適切な流通が確保されるよう、資本市場の機能を強化することが重要である³²。

こうした観点から、スタートアップ等への成長資金の供給拡大に向けて、国内の年金基金等の

²⁸ 想定する顧客を明確にし、その利益に適う商品を組成するとともに、そうした商品が想定した顧客に必要な情報とともに提供されるよう、販売にあたる金融事業者への必要な情報提供や、これらの評価・検証等を行うこと。

²⁹ **コラム 11** 資産運用業高度化プログ्रेसレポート 2022 参照

³⁰ Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）のこと。

³¹ **コラム 12** 金融審議会市場制度ワーキング・グループ中間整理 参照

³² 間接金融を通じたスタートアップ等の支援については、本文Ⅰ． 1．（３）、本文Ⅰ． 1．（４）を参照。

アセットオーナー等によるベンチャーキャピタル³³への資金供給の拡大を促すとともに、投資信託への非上場株式の組み入れに関する枠組みを整備する。

上場プロセスに関しては、スタートアップがさらなる成長を実現できるよう、金融庁、日本証券業協会、東京証券取引所等において、新規公開（IPO³⁴）の公開価格設定プロセス等の見直しを進展させる。あわせて、東京証券取引所において、先端的領域で事業を行う企業の上場審査において第三者評価を活用するなど、企業特性に合わせた上場審査を実現するとともに、ダイレクトリスティング³⁵を利用しやすい環境を整備するなど、上場手法等の多様化を進める。また、東京証券取引所による市場区分の見直しに関するフォローアップや立会時間の延長など市場活性化に向けた取組みも重要である。

非上場株式のセカンダリー取引の円滑化に向けて、私設取引システム（PTS³⁶）において、特定投資家向け有価証券の取扱いを可能とする制度整備を行う。また、上場株式等に関して、PTSにおける競売買方式に係る売買高上限の緩和等の具体的な制度のあり方の検討を行う。さらに、非上場有価証券等に関して、非上場株式、証券トークン、外国株式といった取引商品に応じた認可審査の柔軟化・迅速化等の環境整備を進めていく。

また、銀証ファイアーウォール規制について、スタートアップを含む中堅・中小企業の資金調達等に資するかといった観点も踏まえつつ、その見直しの必要性を含め、引き続き検討を行っていく。

（４）コーポレートガバナンス改革と人的資本を含む非財務情報の開示の充実

これまで、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの策定・改訂を行い、投資家と企業との建設的な対話に基づくコーポレートガバナンス改革の取組みを進めてきた。現状、独立社外取締役の選任や指名委員会・報酬委員会の設置が進むなどの進展は見られるが、こうした形式面での対応にとどまらず、取締役会の一層の機能発揮、投資家と企業との建設的な対話の実効性向上等により、改革の趣旨に沿った実質的な対応が進むことが期待される。

こうした観点から、取組状況のフォローアップを行うとともに、スチュワードシップ・コードの３年毎の定期的な見直しサイクルに必ずしもとられることなく、関連する制度の課題整理を含め、改革の実質化に向けた環境整備に注力していく。その一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を行う。

³³ ベンチャーキャピタルとは、スタートアップ等に投資を行うファンドのこと。

³⁴ Initial Public Offering

³⁵ ダイレクトリスティングとは、証券会社による引受けを伴わずに直接取引所に新規上場する方式のこと。

³⁶ Proprietary Trading System

また、企業のガバナンスに不可欠な内部統制については、現行の内部統制報告制度に関する課題を整理の上、国際的な内部統制やリスクマネジメントの議論の進展も踏まえつつ、内部統制の実効性向上に向けた検討を行う。

さらに、投資家と企業との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンス改革を支える観点からは、企業情報の開示の充実にに向けた取組みもあわせて進めることが重要である³⁷。特に、人的資本が企業の持続的な価値創造の基盤になることについて、企業と投資家との間で共通の認識を持つことが重要であり、投資家からの人的資本に関する情報のニーズも高まっていることから、有価証券報告書において、人材育成方針、社内環境整備方針、男女間賃金格差、女性管理職比率を含む非財務情報の開示の充実を図る。あわせて、開示の効率化を図る観点から、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所規則の四半期決算短信に一本化するための具体策を検討した上で、次期通常国会に関連法案を提出する。

OECD³⁸（経済協力開発機構）では、2023 年末までに G20/OECD コーポレートガバナンス原則の見直し最終化が予定されていることから、我が国の経験も踏まえ、積極的に議論に貢献していく。

（５）市場に対する信頼性確保

① 市場監視に係る取組み

証券取引等監視委員会では、市場の公正性・透明性の確保と投資家保護を図るべく、引き続き、実質的に意味のある市場監視を実施する。

不公正取引や開示規制違反について、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に行うことにくわえ、重大で悪質な事案については的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処する。証券モニタリングについては、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況（特に、仕組債のような複雑なリスク構造を持つ商品の販売）等について検証するとともに、無登録業者に対しては、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用する。

また、調査・検査に伴う預貯金等の照会業務を既存の民間サービスも活用しながら電子化していくなど、業務のデジタル化を着実に進めていく。

なお、第 11 期証券取引等監視委員会の発足後（2022 年 12 月以降）、改めて 3 年間の中期活動方針を策定し、それに基づく施策を実施していく。

³⁷ **コラム 13** 企業情報の開示のあり方に関する検討 参照

³⁸ Organisation for Economic Co-operation and Development

② 会計監査の信頼性確保に向けた制度整備等

上場会社の監査を行う中小監査事務所を含む担い手全体の監査品質の向上や公認会計士の能力発揮・能力向上のため、改正公認会計士法による上場会社等の監査に係る登録制度の導入や監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等の円滑な施行に向け、関連の政令・内閣府令の整備を行う。あわせて、監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）が監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、その改訂を行う。

公認会計士・監査審査会においては、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小監査事務所に対する検査をより重視してモニタリングを実施する。また、金融関係国際機関として唯一東京に事務局を置く監査監督機関国際フォーラム（IFIAR³⁹）のホスト国として、事務局支援を継続しつつ、IFIARの副議長国としての立場も活かしながら、非財務情報に対する関心の高まりや技術革新の進展等を踏まえたグローバルな監査品質の向上に貢献していく。

2. サステナブルファイナンスの推進⁴⁰

気候変動、少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。

とりわけ、気候変動については、2050年カーボンニュートラル目標へ向けた経済・社会の移行（トランジション）を円滑に進めるために長期にわたり多大な投資が必要であり、そうした移行を支えるトランジションファイナンス推進のための環境整備を進める⁴¹。

（1）企業のサステナビリティ開示の充実

経済社会の持続可能性に係る課題が自社の事業活動にどのようなリスクと機会をもたらすかを考え、対応戦略を練ることは、中長期的な企業価値の維持・向上に不可欠となっている。2022年4月に発足したプライム市場の上場企業に対しては、コーポレートガバナンス・コードの改訂に基づき、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD⁴²）の枠組み又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を求めている。さらに、気候変動にとどまらず、投資判断に必要なサステナビリティ情報をわかりやすく提供していく観点から、有価証券報告書において、

³⁹ International Forum of Independent Audit Regulators: 監査監督機関国際フォーラム。2006年、グローバルな監査品質の向上により公益に資すること等を目的として設立。2017年4月、金融関係国際機関で我が国初となる本部事務局を東京に設置。2022年7月現在で、54か国・地域の監査監督当局が加盟。

⁴⁰ **コラム 14** 金融庁におけるサステナブルファイナンスの取組み 参照

⁴¹ **コラム 15** 我が国におけるトランジションファイナンスの取組み 参照

⁴² Task Force on Climate-related Financial Disclosures

サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設する。

また、各国においてサステナビリティ開示が急速に進む中、国際的な比較可能性を確保することが重要である。このため、基準策定のための国際的な議論に積極的に参画し、我が国の意見が取り込まれた国際基準の実現を目指す。

具体的には、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB⁴³）のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、サステナビリティ基準委員会（SSBJ⁴⁴）を中心に国内の意見を集約し、官民を挙げて国際的な意見発信を行うとともに、人材面・資金面でも積極的な参画・貢献を行う。

また、SSBJ が、国内におけるサステナビリティ開示の具体的内容を検討するにあたり、その役割を積極的に果たせるよう、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、SSBJ の法令上の位置づけ等について検討を行う。

（２）市場機能の発揮

サステナブルファイナンス市場が健全に発展するためには、投資家、資産運用会社、ESG 評価機関等がそれぞれ期待される役割を果たすことで、金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要である。このため、生命保険会社や年金基金などのアセットオーナーが投資方針を踏まえた的確な ESG 要素の考慮を通じて、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大の両方を図っていくために、どのような課題があり得るかについて、アセットオーナーや関係省庁、国際機関等の関係者と連携し、把握していく（本文Ⅱ．１．（２）で前述）。また、ESG 投信を取り扱う資産運用会社への期待⁴⁵や国際的な動き等も踏まえ、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、2022 年度末を目途に金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正する。さらに、評価の透明性確保等の観点から、ESG 評価・データ提供機関向けの行動規範を策定し、その適用への賛同を呼びかけ、国内外の賛同状況を 2022 年度末までに公表する。

このほか、日本取引所グループの ESG に関する情報プラットフォームが我が国の ESG 投資の基盤となるよう、企業データも集約し、対象金融商品の拡大を図るなど、同プラットフォームの拡充を進める。

ESG 課題のうち、特に気候変動問題については、脱炭素社会の実現に向けた企業や金融機関の着実な移行を支えるトランジションファイナンスの促進が重要である。このため、GX 経済移

⁴³ International Sustainability Standards Board

⁴⁴ Sustainability Standards Board of Japan

⁴⁵ 2022 年 5 月 27 日に公表した「資産運用業高度化プログ्रेसレポート 2022」において、提供する ESG 投信の特徴や運用プロセスの説明として「ESG 要素を考慮している」等の記載を行っている資産運用会社に期待する取組み等を提示している。

行債（仮称）⁴⁶を含む GX 投資のための 10 年ロードマップの策定や GX リーグ⁴⁷の稼働に向け、積極的に貢献していく。また、カーボン・クレジット市場の整備に向け、取引の適切な価格形成を図る観点から金融機関が果たせる役割についても検討を行う。

（３）金融機関の機能発揮

金融機関と企業が協働して持続可能な社会の実現に向けた実効的な取組みを進めることで、それぞれの経営の持続可能性を高め、我が国経済の成長に繋げていくことが重要である。

特に気候変動対応に関しては、企業や金融機関による、2050 年カーボンニュートラルと整合的で科学的な根拠に基づく移行計画の策定と着実な実践に資するよう、検討会を設置し、関係省庁と連携して企業と金融機関の対話と実践のためのガイダンスを策定する。これに向けて、金融庁は、G20 サステナブルファイナンス作業部会の成果物も踏まえ、温室効果ガス排出量削減に係る道筋の具体化を進める内外の金融機関・投資家との間で、信頼性のある移行計画のあり方につき議論を深めるほか、海外の先行事例の調査・分析も行う。

さらに、地域金融機関による企業支援のため、関係省庁・地方部局とともに、企業の業種・規模・エネルギー使用量等に応じた課題と支援策を分かり易くマッピングし、地域の関係者に浸透を図る。あわせて、金融機関による企業支援の取組事例と現場の課題を収集し、面的な対応につなげる。

国際的な議論も踏まえ、金融機関の気候関連リスク管理に必要なデータや指標に関する実務的な課題やその活用方法などについて検討を進める。気候変動関連データについては、関係省庁と連携し、研究機関等と企業・金融実務家等との協力のもと、気候変動による事業への影響を実務的に把握できる粒度のデータセットやその活用方法、留意点等の取りまとめに向けて議論を進める。また、自然災害リスクへの対応における保険の役割の拡大が重要との指摘を踏まえ、その対応等について、各国監督当局との議論を進める。

（４）インパクトの評価

投資による社会・環境面での改善効果（インパクト）を的確に計測・評価することを通じて、多様な投資家をインパクト投資へ呼び込み、サステナビリティの向上に向けた企業の取組みを促していくことが重要である。このため、金融庁が 2020 年 6 月より GSG⁴⁸国内諮問委員会と共催しているインパクト投資に関する勉強会を発展させ、新たな検討会を金融庁として設置し、投

⁴⁶ GX（グリーントランスフォーメーション）を実現するための資金調達手段として検討されている国債。今後 10 年間脱炭素化に必要な 150 兆円超の官民の投資を先導する政府資金を、将来の財源の裏付けをもった形で先行して調達することとしている。

⁴⁷ 2022 年 2 月公表の「GX リーグ構想」の中で示された、GX に積極的に取り組む「企業群」が、官・学・金と共に、一体として経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行う場。2022 年 3 月末時点で 440 社が同構想に賛同し、2023 年 4 月以降の本格稼働を目指し設立準備を進めている。

⁴⁸ Global Steering Group for Impact Investment

資によるインパクトの実務的な計測手法の具体化等について議論を進め、2022 年度末までに取りまとめる。特に、気候変動関連のインパクト評価については、温室効果ガス排出量の潜在的な削減効果を評価する枠組みの策定に向けて関係省庁と連携を深める。これを通じて、気候変動の分野で創業に取り組む企業（クライメートテック企業）に対する投資の円滑化を図る。

（５）専門人材育成等

金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG 投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を見える化し、広く国民に浸透を図る。くわえて、金融関係団体等とも連携し、例えば、大学等における金融関係の講座での、サステナブルファイナンスに関する授業や教材の提供等を検討する。

なお、生物多様性も含めた自然資本についても、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS⁴⁹）等の国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割の考察を行う。

3. デジタル社会の実現⁵⁰

スマートフォンや API⁵¹、人工知能（AI）等の新たな技術を活用した金融サービスは、決済分野をはじめ、国民生活のインフラとして重要な役割を果たしつつあり、社会のデジタル化とともにさらなる発展が期待される。こうした動きを一層推進すべく、金融庁内でイノベーション推進の司令塔機能を担う部署とフィンテック事業者のモニタリングを担う部署の連携を強化するため両者を一体的に運用する体制に改組した。この体制の下、新たなサービスが利用者の保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、事業者等の支援を一層強化していく。

また、様々なベンチャー企業や金融機関、事業会社、業界団体と密に意見交換を行い、新たな金融サービスが利用者の保護やシステムの安全性を確保しつつ発展していくために、金融庁として取り組むべき課題の特定とその解決に努めていく。

⁴⁹ Network for Greening the Financial System

⁵⁰ **コラム 16** 新たな金融サービスの育成・普及 参照

⁵¹ Application Programming Interface。一般に、外部のソフトウェア等が提供しているアプリケーションを簡単に利用できるインターフェースのことを指す。

（１）Web3.0等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組み

昨今、Web3.0⁵²やメタバース⁵³などの、インターネットのさらなる発展に向けた動きが世界で進展している。我が国においてもこうした動きを推進すべく、金融庁として金融面から次のような取組みを行う。まずは、2022年6月の改正資金決済法の成立を受け、いわゆるステーブルコインに関する制度を着実に施行・運用する。また、暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産の自主規制団体による事前審査の合理化や、ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の暗号資産該当性に関する解釈の明確化を進める。くわえて、暗号資産（いわゆるガバナンストークン⁵⁴を含む）のうち発行体保有分の課税に関する課題への対応や、信託銀行による暗号資産の信託の受託（カストディ業務）を可能とする制度整備を行う。さらに、証券トークンのPTSにおける取引に関する環境整備や、分散型金融等に関する継続的な検討、最新の技術動向等の把握、世界に向けた対外発信の強化にも取り組む。

また、世界的に暗号資産市場における混乱が広がっていることを踏まえ、世界に先駆けて暗号資産等に係る制度整備・モニタリング等に取り組んできた経験を活かし、金融庁として暗号資産等に係る国際的な政策対応に貢献していく。

中央銀行デジタル通貨（CBDC⁵⁵）については、日本銀行は、2022年3月に基本機能に関する概念実証を完了し、同年4月から周辺機能に関する概念実証のフェーズに移行しているが、これらの進捗を踏まえつつ、金融庁としても財務省とも連携し、金融機関に与える影響等の観点から、この検討に貢献していく。

（２）決済インフラの高度化・効率化

決済を取り巻く経済社会的及び技術的な環境変化を見据え、関係する民間主体及び関係省庁と積極的に協働し、資金決済の高度化・効率化を推進する。

次期全銀システムの開発方針について、安全性・柔軟性・利便性が確保されたものとなるよう、幅広い関係者による検討に参画していく。また、決済の安全性確保の観点から必要な対応を講じた上で、2022年度中に全銀システムの参加資格を資金移動業者に拡大するとともに、2022年中に稼働が予定されている新たな個人間送金インフラを含め、多頻度小口決済の利便性向上に向けた取組みをフォローしていく。

くわえて、企業間決済のデジタル化を推進する上で重要となる法人インターネットバンキン

⁵² 次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化されて個と個がつながった世界。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb1.0、スマートフォンとSNSに特徴付けられるWeb2.0に続くもの。（出典：経済財政運営と改革の基本方針2022（2022年6月7日））

⁵³ コンピューターやコンピュータネットワークの中に構築された、現実世界とは異なる3次元の仮想空間やそのサービス。（出典：経済財政運営と改革の基本方針2022（2022年6月7日））

⁵⁴ 一般に、コミュニティの意思決定に係る投票権（議決権）が付与されたトークンのことを指す（出典：㈱クニエによる委託調査報告書「分散型金融システムのトラストチェーンにおける技術リスク等に関する研究」（2022年6月16日公表））。

⁵⁵ Central Bank Digital Currency

グについて、事業者における利用実態も踏まえ、関係省庁等と連携して、その普及・促進に向けた取組みを進める。また、2023 年度課税分から地方税用 QR コードの活用が開始されることを踏まえ、金融機関に対し必要な対応を促す。さらに、手形・小切手機能の全面電子化に向けて、金融界が公表した自主行動計画⁵⁶の着実な進展を後押しするほか、政府全体として、電子インボイスの普及とあわせて、受発注から決済に至る企業間取引の電子化・データ連携に向け取り組む中で、金融 EDI（Electronic Data Interchange）の利用促進に向けた関係事業者による取組み⁵⁷を支援する。

4. 国際金融センターの発展に向けた環境整備⁵⁸

我が国は、確固たる民主主義、法治主義に支えられた安定した司法制度、良好な治安や生活環境等が強みであり、特に、海外では家賃等を含めた生活物価の急上昇が見られる国もある中、相対的に我が国で生活することの魅力が高まっている。また、大きな実体経済と株式市場、約 2,000 兆円という家計金融資産は、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルとなっている。

金融庁としては、国内外の資金を成長分野へと繋ぐ国際金融センターとして、資産所得倍増プランに係る検討の推進、海外資金も含めた成長資金供給の円滑化、フィンテックの促進、海外事業者や高度外国人材に裨益するビジネス・生活環境の整備等を通じて海外に向けた市場の訴求力を向上させ、持続可能な経済成長を牽引する魅力あるマーケットを構築していく。特に、脱炭素等の持続可能な経済社会の実現に向けた関心は高まっており、サステナビリティに関する取組みに国内外の資金が集まる「グリーン国際金融センター」として、サステナブルファイナンスを推進していく（本文Ⅱ．2．で前述）。

（1）海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備

我が国の強みやポテンシャルを背景に、これまで政府一体となって海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に取り組んできた。特に、「拠点開設サポートオフィス」を通じた、資産運用業者等に対する事前相談・登録審査・監督等の英語でのワンストップ対応の対象は、当初の投資運用業者、投資助言・代理業者等から、2022 年 3 月には一部の証券会社に拡大した⁵⁹。今

⁵⁶ 2021 年 7 月、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（事務局：一般社団法人 全国銀行協会）により策定（2022 年 6 月改定）。同計画において、2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることが最終目標として掲げられている。

⁵⁷ 一般社団法人 全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が設置する「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」及び「ZEDI 利活用促進ワーキンググループ」において、全銀 EDI システム（ZEDI システム）の利用促進や金融機関・受発注企業間のデータ連携方法等について検討を実施。

⁵⁸ **コラム 17** 国際金融センター関連施策 参照

⁵⁹ 拠点開設サポートオフィスを立ち上げた 2021 年 1 月から 2022 年 8 月末の間に合計 11 件（うち 2 件は証券会社）の登録が完了。

後、関係者のニーズ等を踏まえて英語対応の対象をさらに拡大するとともに、必要な体制拡充を行う。

（２）海外資産運用業者等に対する直接の働きかけの強化

各取組みを充実させることにくわえ、その認知や利用を拡大することも同様に重要であることから、金融庁では、国際金融センター特設ウェブサイトやオンラインセミナーを通じ、積極的な広報活動を行ってきた。

今後は、我が国の市場の成長性や魅力のほか、各事業者の業務内容に即したきめ細かな情報を発信していく。また、国内外の資産運用業者等との対話の強化を通じて、我が国の金融・資本市場を通じた取引や日本企業等への資金供給を促すとともに、資産運用業者等による我が国への進出や業務拡大に向けたニーズ・課題を幅広く把握し、今後の取組みに活かしていく。

Ⅲ. 金融行政をさらに進化させる

金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融庁に求められる役割や機能も時代に応じて綿々と変化している。金融庁は、これまで自らの改革に継続して取り組んできたが、我が国の持続的成長に一層貢献していくためには、金融行政をさらに進化させていくことが必要である。

こうした観点から、2022 事務年度においても、全ての職員の能力・資質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めるとともに、データ活用の高度化、国内外への政策発信力の強化に取り組んでいく。

1. 金融行政を担う組織としての力の向上

(1) 職員の能力・資質の向上

金融環境の変化に合わせて金融行政も不断に進化していくためには、採用区分を問わず、職員全体の能力・資質の向上を図っていくことが不可欠である。このため、各職員に対し希望する分野に応じた育成プログラムを提供するなど、職員の専門性を高めていくための環境を整備する。また、現在金融庁で不足している、または将来必要となると予想されるスキル・知見を特定するとともに、職員がそれらをどのように身に付けていくかについて検討を進める。そうした専門性育成の前提として、将来の金融行政を担う若手職員が金融行政官としての基礎を体系的に習得できるよう、研修計画の抜本的な見直しを行う。

くわえて、業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の推進を図るため、研修の実施や専門家による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組むなど、着実に体制や職員のスキル向上を進める⁶⁰。

(2) 職員の主体性・自主性の重視

職員の主体性・自主性を重視し、自由闊達に議論できる職場環境の構築を目指す。具体的には、自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボや、職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組みについて、多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを行う⁶¹。

また、政策立案に資するため、金融機関や有識者など外部からの有益なインプットを得るべく、

⁶⁰ **コラム 18** データ分析プロジェクト 参照

⁶¹ **コラム 19** 「政策オープンラボ」のこれまでの主な活動 参照

講演会や勉強会を開催するなど、積極的な取組みを行う。

さらに、職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内でポストの公募を行う。

（３）誰もがいきいきと働ける環境の整備

誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力を最大限発揮できるようにすることが、組織の機能を最大化することに繋がるという観点から、様々な環境整備を進める。具体的には、産休・育休取得職員の円滑な復帰を支援する取組みを進めるほか、テレワークやオンライン会議を行いやすい環境の拡充や、安全かつ効率的な業務遂行のための金融庁ネットワークシステムの刷新に係る検討、定型的な総務・庶務業務の外部委託の検討や RPA（Robotic Process Automation）化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現を強く後押しする。

多様なバックグラウンドを持つ全ての職員の能力を最大化するため、質の高いマネジメントに基づく業務運営が求められている。幹部・課室長のマネジメント方針の職員への見える化や、360度評価、職員満足度調査等を実施するとともに、組織活性化に向けた各局の取組状況を金融庁内で随時共有することや、マネジメント層に対しマネジメントの手掛かりを提供することを通じて、職員のマネジメント力向上を図る。

また、若手を含め各職員がより一層納得感や、やりがいを感じて業務に取り組めるよう、より働きやすい職場環境に変えるためにどうしていくか、さらには、望ましい組織文化等のあり方をどう考えるかなど、庁内で積極的に対話を行うとともに、庁外からも様々な形で意見を聞き、より働きやすく高い成果を生み出していく組織としていくための改革を続けていく。

（４）財務局とのさらなる連携・協働の推進

金融行政の政策実現のためには、金融庁と財務局の連携・協働が不可欠である。そのため、コミュニケーションの充実や、政策の企画立案及び執行プロセスにおける協働について、良い点はさらに継続しつつ、必要な見直しや合理化・効率化に関する検討を進めていく。また、財務局を含む若手職員からの金融行政に関する政策提言の公募や、幹部レベルや実務レベルでのオンライン会議等を活用した適時の情報共有を継続・拡充していく。

さらに、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（2021年8月20日施行）を踏まえ、地域金融機関からの新規業務等に係る事前相談や許認可、法令等の照会において、最初から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、地域金融機関の監督業務の効率化を図る。くわえて、地域金融機関との対話を通じて得られた知見や成果について、金融庁と財務局の間の共有をさらに進めることで、監督当局全体としての質の向上を図る。証券モニタリング、市場監視等の分野においても、財務局との連携・協働を深め、一体運営による効果的な行政運営を図る。

2. 金融行政におけるデータ活用の高度化

(1) データを活用した多面的な実態把握等

金融機関の経営環境や収益構造が変化していく中で、データに基づき、経済・市場動向を理解し、個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握することが重要である。

こうした観点から、下記(2)で収集を検討する粒度の細かいデータを含め、金融機関からの徴求データを、金融経済情勢に関するマクロデータや企業の個社データ、地理的データと組み合わせ分析するなど、データ活用の高度化による多面的な実態把握を推進する。具体的には、企業の財務状況や金融機関の貸出動向等のきめ細やかな把握や経済市場動向の変化が金融機関へ与える影響の機動的・定量的な把握にくわえ、気候変動といった新たな課題についての分析にも取り組み、それらの可視化・ツール化等も通じて金融機関による企業支援のあり方や金融機関のモニタリングの高度化の検討に活かしていく。

また、金融サービス利用者からの相談窓口、指定紛争解決機関(金融ADR⁶²)の指定・監督を行う部署、コンダクト⁶³リスクに関する業態横断的な調査・分析を行う部署の連携を高めるため、これらの部署を一体的に運用することとし、利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、その結果を適時にモニタリング等に活用していく。

(2) データ収集・管理枠組みの改善

技術革新によるデータ蓄積・処理能力の向上、海外当局等での大規模データ活用の流れを踏まえば、金融庁においても、従来より金融機関から収集している集計データよりも粒度の細かいデータを積極的に活用することが重要である。こうした観点から、法人貸出明細等の高粒度データの定期的な収集に向けて、日本銀行と連携し、新たなデータ収集・管理の枠組み(いわゆる共同データプラットフォーム)に関する実証実験を行い、実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備を検討する。

3. 国内外への政策発信力の強化

世界の経済・政治情勢及び国内の金融状況が変化する中、適時適切に情報共有や連携ができる諸外国とのネットワークを構築する重要性は、一層増している。また、我が国金融行政への関心

⁶² Alternative Dispute Resolution

⁶³ 社会規範、商慣習、市場慣行、利用者をはじめとする利害関係者からの期待等、法令として必ずしも明文化されていないが尊重されるべきものを総称した社会規範及びそれに準じるもの。

を高め、理解を深めるため、国民をはじめ、国内外の関係者に対し、金融庁の取組みを適切に発信していくことが重要である。

（１）国際的ネットワークの強化

2023 年に G7、ASEAN+3（日中韓）の会合が我が国で開催される。議長国となる機会を活用し、我が国の主要施策の意義を対外的に発信していく。また、2023 年の IAIS⁶⁴（保険監督者国際機構）東京総会については、我が国金融市場の存在感を高め、IAIS における議論を主導できる機会であることを踏まえ、着実に準備を進める⁶⁵。

グローバル金融連携センター（GLOPAC⁶⁶）や二国間金融協力の会議については、相手国からのニーズも踏まえ、コロナの影響に留意しつつ、対面による会議を再開し、ネットワーク構築の一層の強化を図る。

（２）タイムリーで効果的・効率的な情報発信

金融庁では、ウェブサイトのほか、SNS をはじめとする多様な情報発信ツールを積極的に整備してきた。これらのツールを有効活用し、タイムリーで効果的・効率的な情報発信に戦略的に取り組んでいく。具体的には、外部の知見も取り入れつつ、職員の広報に関する知見の向上や必要な体制整備を進め、また、主要な政策分野におけるコンテンツの充実に重点的に取り組む。さらに、自動翻訳ツールの積極利用により、ウェブサイトの英語情報量を増加させるなど、情報発信力の強化を図る。

⁶⁴ International Association of Insurance Supervisors

⁶⁵ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）において、「我が国の金融行政や金融市場の国際的な存在感を高めるため、IAIS（保険監督者国際機構）の 2023 年年次総会などを我が国において開催し、気候変動リスク、自然災害リスク、技術革新等を背景とする規制監督の在り方などの国際的な議論を積極的に主導する。」とされている。

⁶⁶ Global Financial Partnership Center